

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(放課後等デイサービス)

# 運 営 規 程 ⑦

(平成30年4月1日変更)

わたあめ (CottonDolce)

**児童福祉法に基づく障害児通所支援事業**  
**(放課後等デイサービス)**  
**「わたあめ (CottonDolce)」 運営規程**

(事業の目的)

第1条 NPO法人ワーカーズコープかんさい（以下「事業者」という。）が設置するわたあめ (CottonDolce)（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前三項のほか、児童福祉法（以下、「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わたあめ (CottonDolce)
- (2) 所在地 兵庫県伊丹市西野5丁目295番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・児童発達支援管理責任者と兼務）  
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員・管理者と兼務）  
児童発達支援管理責任者は、利用者の放課後等デイサービス計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 保育士、児童指導員又は障がい福祉サービス経験者 2名以上

保育士、児童指導員又は障がい福祉サービス経験者は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後6時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(4) サービス提供時間

①学校の授業日

午後1時30分から午後5時30分までとする。

②学校教育法施行規則に規定する休日

午前10時から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者（発達障害児を含む））とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活における基本的動作の訓練（日常的な更衣等基本的動作の支援等）

(2) 集団生活適応訓練（音楽療法、食育活動支援等）

(3) 創作的な活動の指導（工作、絵画等の制作）

(4) 利用者の自宅又は学校と事業所間の送迎

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

- 3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。
  - (1) おやつ代 1回につき100円
  - (2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 6 送迎サービスに係る費用は請求しない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 障害児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 障害児の主治医が、疾病により他の障害児に感染する恐れがあると判断した場合は、サービスの利用はできない。
- (3) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと
- (4) 事業に要する器具・物品等は適切に使用すること

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、尼崎市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定放課後等デイサービスに関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(人格の尊重)

第16条 当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスを提供するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（全従業者に対し年1回以上実施）

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第20条 その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はNPO法人ワーカーズコープかんさいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から第7条を変更する。

この規程は、平成26年5月23日から第12条を変更する。

この規程は、平成26年7月15日から第7条を変更する。

この規程は、平成27年3月1日から第7条を変更する。

この規程は、平成29年7月21日から第7条・第18条・第24条を変更する。

この規程は、平成30年4月1日から第1条より第21条までを変更する。